

建築物 の場所	建築基準法第6条1項各号による所管区分							
	都市計画区域等 <u>内</u>				都市計画区域等 <u>外</u>			
	一号	二号		三号	一号	二号		三号
		木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く）				木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く）		
焼津市	焼津市	焼津市	焼津市	焼津市	焼津市	焼津市	焼津市	
藤枝市	島田土木	島田土木	藤枝市	藤枝市	島田土木	島田土木	藤枝市	
島田市	島田土木	島田土木	島田市	島田市	島田土木	島田土木	島田市	
牧之原市	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	
吉田町	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	
川根本町	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	島田土木	

（注）所管区分が島田土木のうち、1棟の申請部分の延べ面積が1,500㎡を超えるもの又は階数が5以上のものは、くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課の所管となる。